（前のページより続き）

○指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（同八九）　八〇九

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（同九〇）　八一〇

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同九一）　八一二

○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率（同九二）　八一八

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同九三）　八一九

○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（同九四）　八二三

○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（同九五）

○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（同九六）

○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同九七）　八二三

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同九八）

○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同九九）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇〇）

○中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇一）

○中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇二）

○中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇三）

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（同一〇四）　八三三

○医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（同一〇五）　八三〇

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一〇六）　八三二

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額（同一〇七）

○高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画の全部を改正する件（同一〇八）　八三三

○予防接種に関する基本的な計画の一部を改正する件（同一〇九）　八四〇

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により登録研修機関の登録の更新をした件（同一一〇）　八五一

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一一一）　八五二

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一一二）　八五三

○介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容の全部を改正する件（同一一三）

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一一四）　八五四

○介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（同一一五）　八五六

○健康保険組合の分割を認可した件（同一一六）　八五八

○健康保険組合の解散を認可した件（同一一七）

○健康保険組合の合併を認可した件（同一一八）

○健康保険組合の名称を変更した件（同一一九）

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同一二〇）　八五九

○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（同一二一）　八六一

○令和七年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同一二三）　八六三

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二四）　八六四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同一二五）

○医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（同一二六）　八六五